

令和4年度 随意契約理由書

		番号	1
担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）		
契約案件名	原水R4第16号 川東浄水場非常用発電機修繕		
案件の概要	川東浄水場において、非常用発電機の冷却水配管が経年劣化により亀裂が入り水漏れを生じているため、取替修繕を行うもの。		
予 定 金 額	1,078,000円		
契約の相手方	[所在地] 宮崎市田代町170番1号 [名称] ヤンマーエネルギーシステム株式会社 宮崎出張所		
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 川東浄水場の非常用発電機は、停電発生時においても浄水場の運転を継続し安定給水を確保するための重要な設備である。 本修繕は、当該設備の冷却水配管からの水漏れを改善するものであるが、仮に現状のまま使用を継続した場合、冷却機能低下による機関焼損を招き、停電時に発電機の始動ができなくなるおそれがある。 そのため、早急な対応が望まれるが、本修繕作業には専門的な知識と高度な技術が必要なため、当該機器の製造メーカーである上記事業者でなければ確実な履行が期待出来ない。 仮に他の事業者が修繕を行った場合、責任の所在が不明確になるとともに上記事業者のメーカー保証を受けられないおそれがある。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。		
契約締結日	令和5年1月6日		
契約金額	1,078,000円		

令和4年度 随意契約理由書

番号 2

担当課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	建設R4第41号 国道10号（万年橋）配水管布設工事
案件の概要	万年橋耐震補強工事に伴い支障となる配水管H8 SUSφ150・VLPφ100及びH18 SUSφ100をWEETAφ150及びPEφ150・φ100にて移設する工事
予定金額	32,736,000円
契約の相手方	[所在地] 都城市高城町穂満坊312番地3 [名称] 株式会社 大成工務店
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号該当 本件は、11月に指名競争入札（水道A全者）を執行したが、全者辞退により入札不調に終わったものである。 本工事は、国土交通省発注の万年橋耐震補強工事に伴い、支障となる水道管の移設依頼によるものであり、移設期限が令和5年9月に設定されているため、標準工期を確保したうえで、早期に履行する必要がある、再度競争入札に付する時間がない。 また、橋梁添架管の施工や国道10号の交通規制が必要であるため、これらの施工に実績があり、履行可能であると確認がとれた上記事業者と随意契約をするものである。
契約締結日	令和5年1月24日
契約金額	32,736,000円

0029677

令和4年度 随意契約理由書

番号 3

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 総務課 [電話番号] 0986-23-4810 (直通)
契約案件名	業務R4第6号 上下水道料金システムインボイス対応カスタマイズ業務委託
案件の概要	令和5年10月から施行される、消費税のインボイス制度に対応するため、所要のカスタマイズを行うもの
予 定 金 額	1,437,700円
契約の相手方	[所在地] 宮崎市広島二丁目5番16号 興亜宮崎ビル5F [名称] 株式会社南日本情報処理センター 宮崎支社
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本業務は、消費税のインボイス制度に対応した帳票を出力するため、所要の改修（カスタマイズ）を実施するものである。 現在運用している上下水道料金システムは、上記業者によって構築されたものであり、同システムの構築にあたり独自のノウハウを持っており、システムの内容についても精通している。 さらに上記業者は、当市水道事業を熟知しており、プログラムの開発及びシステムへの反映を不具合が生じることなく短期間、かつ正確に履行できる。 仮に、他社に委託した場合、システムの内容の独自性からこちらの指示に対応できないおそれがありシステムの確実な更新が困難で、行政事務に支障を来すおそれが高く、その際の責任の所在も不明確となる。 以上の点から、上記事業者と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年2月2日
契約金額	1,437,700円

令和4年度 随意契約理由書

番号 4

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 水道課 [電話番号] 0986-23-4270（直通）
契約案件名	簡水御池R5第1号 水道施設・水質管理業務委託
案件の概要	御池簡易水道事業における水道施設の点検、水質管理業務、緊急時の対応等、全般的な運転管理の委託をするもの。
予 定 金 額	5,745,300円
契約の相手方	[所在地] 都城市下川東三丁目3238番地2 [名称] 都城管工事協同組合
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本業務は、御池簡易水道事業の基本的な運転管理を委託するものである。 本業務の履行にあたっては、最も基本的なライフラインである水道水を安定的に供給するため、一体的な維持管理を適切かつ確実にを行う技術を有することが求められる。 この点、市内において、上記の要件を満たし、この業務を安定的に遂行できる体制にあるのは上記組合だけであるため、同組合と随意契約するものである。
契約締結日	令和5年2月27日
契約金額	5,742,000円

令和4年度 随意契約理由書

番号 5

担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局・下水道課 [電 話 番 号] 23-5921（直通）
契 約 案 件 名	災害_公共建補委R4第2号 都城市公共下水道都城浄化センター災害復旧工事委託
案 件 の 概 要	令和4年度台風14号により被災した都城浄化センターの災害復旧工事に係る業務を委託するもの
予 定 金 額	80,380,000円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 東京都文京区湯島二丁目31番27号 [名 称] 日本下水道事業団
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>本件により委託する処理場の災害復旧工事は、目的物の一定水準の品質を確保するために、土木、建築、機械、電気等の多岐にわたる専門的かつ高度な専門性が必要とされる。本市では、これらの分野に精通した専門技術職員がいないため、適切な監理監督や受注者への指導が困難な状況にある。</p> <p>そこで、次に掲げる理由により、復旧工事に係る業務の委託について、上記事業者と随意契約するものである。</p> <p>（1）上記事業者は、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する業務について地方公共団体を支援・代行する機関として設立された唯一の地方共同法人であるため、本市の利益を優先した業務履行が期待できること。</p> <p>（2）上記事業者は、下水道法第22条の適用除外（日本下水道事業団法第27条）となっている唯一の法人であり、技術力、経験等について高い評価が法律上、明確になっていること。</p> <p>（3）豊富なデータ及び実績を有し、より経済的・効率的に事業を進めることができ、計画、設計、建設、事後点検、維持管理等多岐にわたる業務のアフターケアが行えること。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月3日
契 約 金 額	80,380,000円

令和4年度 随意契約理由書

番号 6

担 当 課	[部 課 等 名] 上下水道局 下水道課 [電 話 番 号] 0 9 8 6 - 2 3 - 5 9 2 1 (直 通)
契 約 案 件 名	農集処理場R5第1号 農業集落排水施設等包括的維持管理業務委託
案 件 の 概 要	上水流地区ほか11地区の処理場、中継ポンプ施設及び管路施設を含む農業集落排水施設の維持補修等を含む運転管理業務及び汚水管渠点検清掃を委託するもの（債務負担行為による契約）
予 定 金 額	4 5 2 , 3 1 4 , 5 0 0 円
契 約 の 相 手 方	[所 在 地] 都城市吉尾町2159番地 [名 称] 株式会社都城北諸地区清掃公社
契 約 の 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当</p> <p>農業集落排水施設は浄化槽法に基づくし尿処理施設であり、同施設から排出される処理水は排出基準を遵守しなければならない。このためには、上記施設の適正な運転管理及び十分な保守管理の必要があるが、これらの管理を行う者には、多種の資格や技術が求められる。</p> <p>また、浄化槽法施行令の規定により、処理能力が501人を超えるし尿処理施設では、技術管理者を置く必要がある。</p> <p>これらのことを踏まえ、本業務の適切かつ確実な履行に当たっては、次に掲げる条件を満たす必要がある。</p> <p>①農業集落排水施設の運転及び保守管理上必要な資格を有し、浄化槽法を始めとする各種法令を遵守できること。</p> <p>②本市処理場と同種同規模又はそれ以上の施設の維持管理実績があること。</p> <p>③故障発生、災害発災等の緊急時に迅速な対応が必要であるため、都城市内に営業所等があり、必要な人員確保及び管理体制の構築が可能であること。</p> <p>④処理施設、中継ポンプ施設及び管路施設の一体的な管理を行うことが可能であること。</p> <p>⑤中継ポンプ施設の異常発生、管渠閉塞及び災害発災等の緊急時に一刻も早く対応するため、浄化槽汚泥の一般廃棄物運搬・処分が可能であること。</p> <p>これらの条件を満たす事業者は、上記事業者以外には存在しない。 以上の理由により、上記事業者と随意契約を行うものである。</p>
契 約 締 結 日	令和5年3月7日
契 約 金 額	4 5 2 , 1 0 0 , 0 0 0 円

令和4年度 随意契約理由書

番号 7

担 当 課	[部課等名] 上下水道局 下水道課 [電話番号] 0986-23-5921（直通）
契約案件名	公共建補委R4第6号 都城市公共下水道大王中継ポンプ場再構築（耐震実施計画）業務委託
案件の概要	都城市全体における下水道施設の耐震化を推進する計画である下水道総合地震対策計画に基づき大王中継ポンプ場耐震補強に係る実施設計業務に伴う解析業務を委託するもの
予 定 金 額	14,000,000円
契約の相手方	[所在地] 東京都文京区湯島二丁目31番27号 [名称] 日本下水道事業団
契約の相手方の選定理由	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当 本業務は、大規模な地震の発生時及び洪水の発生時においても正常な処理機能を確保するため、下水道処理施設の耐震化を推進する計画である「下水道総合地震対策計画」に基づいて行う、大王中継ポンプ場の耐震補強に係る実施設計業務に伴う解析業務である。 本業務を履行するに当たり、成果物の一定水準の品質を確保するためには、土木、建築、機械、電気等の多岐にわたる分野の高度な専門性が必要とされる。本市では、それらの分野に精通した専門技術職員がいないため、監理監督や受託者への適切な指導が困難な状況にある。 そこで、次に掲げる理由により上記事業者と随意契約するものである。 (1) 上記事業者は、日本下水道事業団法に基づき、下水道に関する業務について地方公共団体を支援・代行する機関として設立された唯一の地方共同法人であるため、本市の利益を優先した業務履行が期待できること。 (2) 上記事業者は、下水道法第22条の適用除外（日本下水道事業団法第27条）となっている唯一の法人であり、技術力、経験等について高い評価が法律上、明確になっていること。 (3) 豊富なデータ及び実績を有し、より経済的・効率的に事業を進めることができ、計画、設計、建設、事後点検、維持管理等多岐にわたる業務のアフターケアが行えること。
契約締結日	令和5年3月14日
契約金額	14,000,000円

0030643